

## ○委員会における請願の趣旨補足説明実施要領

平成28年11月24日  
議会運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、委員会（加古川市議会会議規則（昭和43年議会規則第1号）第133条第1項の規定により、議長より請願審査を付託された委員会をいう。以下同じ。）における請願の趣旨補足説明の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(請願の趣旨補足説明)

第2条 請願の趣旨補足説明とは、委員会において、請願を提出するに至った背景、意見等を補足的に口頭で述べることをいう。

2 請願の趣旨補足説明をすることができる請願は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市の条例、規則又は要綱等により実施する施策に関するもの

(2) 市行政全般又は市行政各分野に係る計画等により実施する施策に関するもの

(3) その他本市の施策に関するものと議長が認めたもの

(請願の趣旨補足説明の申出及び許可)

第3条 請願者（請願者が2人以上の場合は、その代表者。以下同じ。）は、請願の趣旨補足説明をしようとするときは、請願の趣旨補足説明申出書（様式第1号）により議長に申し出るものとする。

2 前項の申出は、請願書の提出と同時に行うものとする。

3 議会運営委員会（加古川市議会委員会条例（昭和43年条例第32号）第3条の2の委員会をいう。以下同じ。）の委員長は、議会運営委員会に諮り、請願の趣旨補足説明を許可することができる。

（請願の趣旨補足説明を行う時期）

第4条 請願の趣旨補足説明を行う時期は、当該請願に係る第1回目の請願審査の冒頭とする。

（請願の趣旨補足説明のための出席人数、方法及び時間）

第5条 趣旨補足説明のために委員会に出席できる者は、請願者1人とする。請願者以外が請願の趣旨補足説明を行う場合は、議長に委任状（様式第2号）を提出するものとする。

2 請願の趣旨補足説明をする者（以下「趣旨補足説明者」という。）は、委員長の許可を受けて発言することができる。

3 趣旨補足説明者の発言時間は3分以内とする。

（趣旨補足説明者に対する質疑）

第6条 請願を審査する委員は、趣旨補足説明者が説明した趣旨の確認を行う程度において、趣旨補足説明者に対し、質疑をすることができる。ただし、趣旨補足説明者は委員に対し、質疑をすることはできない。

（秩序保持に関する措置）

第7条 趣旨補足説明者が委員会の秩序を乱したときは、委員会の委員長（以下「委員長」という。）はこれを制止することができる。

2 趣旨補足説明者が、前項の規定による命令に従わないときは、委員長は趣旨補足説明者を退場させることができる。

(資料等の配付の禁止)

第8条 趣旨補足説明を行うに当たり、趣旨補足説明者は資料等をその場で配付することはできない。

(趣旨補足説明者の発言内容及び氏名の記録及び公開)

第9条 趣旨補足説明者の発言内容及び氏名は、委員会の会議録に要点筆記で記録し、会議録を加古川市議会ホームページで公開するものとする。

(費用弁償等の経費の不支給)

第10条 趣旨補足説明者には、費用弁償その他の経費は支給しない。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に受理している請願の取扱いについては、なお従前の例による。